

令和5年12月29日

一般事業主行動計画の公表について

遊・Wing は、次世代支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子供達が健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国・地方公共団体・事業主・国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から10年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

一般事業主行動計画

全職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

遊・Wing 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日までの 1年間

目標1：産前産後休業や育児休業制度等法律で定められている両立支援のための措置・制度の周知、情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年 4月～ 制度理解を深めるために職員全員に職員会議にて周知。

目標2：令和6年3月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和4年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年12月～ 制度の導入、職員会議などによる職員への周知

目標3：令和5年4月末までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和4年10月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年 4月～ 制度の導入、職員会議・事務所掲示などによる職員への周知

遊・Wing 行動計画 令和5年12月29日公表